

# 日本作業科学研究 投稿規定

(2016年4月17日改定)

1. (編集委員会) 日本作業科学研究会の機関誌「作業科学研究」(Japanese Journal of Occupational Science) の編集と発行に必要なことがらを行うため、編集委員会を組織する。編集委員会には、編集委員長を置き、編集委員は委員長の指名によって任命する。
  2. (資格) 投稿者(筆頭者) は原則として本研究会会員とする。ただし、依頼原稿についてはこの限りではない。
  3. (論文の種類) 投稿原稿は、作業および作業的存在に焦点を当てたものであり、作業科学の研究推進、学問的発展に寄与するもので、未刊行のものに限る。論文の種類は次の通りとする。
    - (1) 総説：研究や調査論文の総括および解説
    - (2) 研究論文：明確な構想に基づいた作業科学研究
    - (3) 実践報告：作業科学の視点に基づいた報告と考察
    - (4) 短報：萌芽的又は独創的な作業科学研究・プロジェクト
    - (5) 資料：作業科学に関連する事柄の紹介、資料を含む
    - (6) 書評：単行本や学術論文の紹介、抄録、評論を含む
    - (7) その他：編集委員が適当と認めたもの
  4. (投稿手続き) 投稿者は原稿の作成、投稿、編集委員会からの通知を受け取る。
    - (1) 投稿者は、投稿時には執筆要領が守られていることを確認する。
    - (2) 原稿は、Word 等の文書ソフトを使用して作成し、電子メールでファイルを送信する。
    - (3) 投稿後2週間後までに原稿受理の通知がない場合は、投稿者が編集委員会事務局に連絡する。
    - (4) 原稿受理の返信後2か月後までに掲載に関する通知がない場合は、投稿者が編集委員会事務局に連絡する。
  5. (原稿掲載の判断) 原稿掲載の判断および編集は編集委員会が行う。総説、研究論文、実践報告については、査読をへて編集委員会が掲載の可否を決定する。編集委員会が必要と判断した場合、字句の修正を行う。掲載の順番は、掲載決定日に基づき編集委員会が判断する。
  6. (査読) 機関誌の原稿について、一定の質を確保することを目的に査読を行う。
    - (1) 査読の対象は、総説、研究論文、実践報告、短報とする。資料、書評、その他の原稿は査読を行わず、編集委員会が掲載の可否を判断する。
    - (2) 査読は、編集委員会が応募原稿のすべてを読み、個々の応募原稿に適切な査読者を協議して決定する。応募原稿の執筆者となっている編集委員は、この協議には含まれない。
    - (3) 査読プロセスは、投稿者に対する伝達を除き、非公開とする。
    - (4) 編集委員会は、原則として一原稿につき2名の査読者を選定し、期限を付して査読を依頼する。
    - (5) 査読者は、担当原稿について、「作業科学研究」の執筆要領と論文審査項目に沿って、掲載に関する判定を行う。論文審査では、投稿規程との適合性に加え、内容、方法、倫理的配慮、概念や用語の用法、文章表現、図表の内容と体裁、省略語や単位や数値、表題、引用文献の内容と体裁についての適切性を判定する。
    - (6) 査読の判定結果(無修正で掲載可、修正後に掲載可、修正後に再査読、掲載不可)と査読者からのコメントを、編集委員会から投稿者に伝達する。
  7. (掲載費用) 採択された投稿原稿の図ならびに表のうち、改めて作成する必要がある場合、および、別冊については、当分の間、投稿者の実費負担とする。
  8. (著作権) 掲載されたすべての論文の著作権は本研究会に帰属する。
  9. (その他) その他の必要な事項については、編集委員会で決定する。
- <編集委員会事務局>  
青山 真美 (リュブリャナ大学)  
E-mail: sagyoukagaku@yahoo.co.jp